令和７年度　匝瑳市地域計画（農業経営基盤強化促進計画）変更に係る協議の場

１　変更内容（１）：変更内容：農業を担う者（担い手）の更新

・該当地区名：中央地区、豊栄地区、須賀地区、匝瑳地区、豊和地区、吉田地区、飯高地区、平和地区、共興地区、椿海地区、野田地区、栄地区（全１２地区共通）

（主な変更点）

認定農業者・認定新規就農者の新規認定又は更新を受けた農業者（見込み含む）、農地中間管理機構により、新たに農用地利用集積等促進計画の認可を受けた耕作者を農業を担う者として、地域計画及び目標地図に位置付けます。

２　変更内容（２）：地域計画に位置付けられた農地の除外

・該当地区名：飯高地区

（主な変更点）

地域計画内の農地について、「農業振興地域整備計画の変更」または「農地法第4条、第5条の許可申請（農地転用）」の手続きを行う場合、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことが要件となり、事前に地域計画の変更が必要となります。

このたび、以下の農地について、地権者より、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画から除外します。

	地番	地目	面積（㎡）	除外事由
1	安久山字古割 308 番地 5	畑	1,487	農業外利用

３　変更内容（３）：営農型太陽光発電施設の更新

・該当地区名：野田地区、栄地区

（主な変更点）

地域計画内において営農型太陽光発電事業を行う場合には、協議の場において、合意を得る必要があります。

このたび、以下の農地について、施設設置者より、営農型太陽光発電事業に係る協議の場の開催申出書の提出があったため、協議するものです。

	地番	地目	面積（㎡）	協議事由
1	野手字大布田 2406 番地 2	畑	3,264	営農型太陽光発電事業に係る一時転用期間の更新
2	栢田字島田 1221 番地 1	畑	730	〃
3	栢田字島田 1221 番地 2	畑	415	〃